

鹿屋市 5 歳児健康診査事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、就学期を迎える前の 5 歳児（おおむね 4 歳 10 か月から 5 歳 6 か月までの幼児をいう。以下同じ。）に対し、心身の発達に必要な健康診査（以下「健診」という。）を行い、子どもの特性を早期に発見し、特性に応じた適切な支援を行うとともに、生活習慣その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱に基づき健診を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、鹿屋市に住所を有する 5 歳児とする。

(実施方法)

第 3 条 健診は、集団健診とし、対象者ごとに日時を指定するものとする。

2 市は、住民基本台帳により対象者を把握し、保護者に対し通知するものとする。

3 健診後の結果については、関係職員間で速やかに情報共有を図るものとする。

(健診の内容等)

第 4 条 健診は、一般健診及び歯科健診とし、その内容は次の各号に掲げるものとする。

(1) 身体発育状態

(2) 栄養状態

(3) 精神発達の状態

(4) 言語障害の有無

(5) 育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）

(6) 疾病及び異常の有無

(7) 歯の疾病及び口腔内の異常の有無

(8) 予防処置（フッ化物塗布）の実施

(事後指導)

第 5 条 市は、健診を受けた 5 歳児の保護者に対し、健康診査の結果を口頭で伝え、母子健康手帳に記入するものとする。

2 健診の結果、何らかの疾病や異常の疑いがあり、更に精密な診断を認められた

場合には、鹿屋市妊産婦・乳幼児健康診査事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第103号）第3条に規定する乳幼児精密健康診査受診票を交付し、医療機関等への受診を勧める。

- 3 健診の結果、継続的な指導が必要な5歳児については、必要な援助が受けられるよう支援する。

（関係機関との連携）

第6条 健診の実施に当たっては、医師会、歯科医師会その他関係機関と連携を図り、事業実施について協力を求めるとともに、健診の質の向上が図られるように努めるものとする。この場合において、健診で知り得た情報については、十分留意して取扱うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。